


[サイトの使い方](#)
[サイトマップ](#)
[読上げ・ふりがな](#)
[お問合せ](#)
[文字サイズ](#)
[大](#)
[中](#)
[小](#)


[検索ヘルプ](#)
[総合](#)
[市民の方へ](#)
[事業者の方へ](#)
[イベント・観光](#)
[市政](#)
[組織一覧](#)
[大阪市総合トップ](#)
[大阪市民の方へ](#)
[市民活動・市民協働](#)
[各種募集](#)

「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業委託」の協働事業者を募集します

## 「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業委託」の協働事業者を募集します

[2014年9月5日]

SNSリンクは別ウィンドウで開きます



### 協働事業者募集概要

#### 事業名称

野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業(長期継続による事業委託契約)

#### 事業目的

野鳥園臨港緑地は、「大阪南港野鳥園」として昭和58年に開園したもので、干潟・湿地、緑地を合わせて19.3haからなる敷地内には、野鳥の観察が可能な展望塔や観察所が配置されています。

園内の干潟・湿地には、多様な生物が生息し、これらの生物を餌として野鳥が集まり、渡り鳥にとっても大切な休息、採食場所となっています。特にシギ・チドリ類にとっては東アジア有数の中継地であり、「オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」のシギ・チドリ類ネットワークにも登録されており、また、環境省による「日本の重要湿地500」に選定されるなど、市内で身近に自然に親しむことのできる貴重な環境資源となっています。

「大阪南港野鳥園」としての運営については、指定管理者制度により、施設の維持・管理のほか、展望塔を活用した野鳥観察のガイドなどを一括して民間事業者に委ねてきましたが、本市の厳しい財政状況のもとで、市政改革プランによる見直しを行った結果、平成25年度末をもって指定管理者による運営を終了し、条例上の施設の位置づけを改め、港湾施設である野鳥園臨港緑地(以下「野鳥園」という。)としました。

しかしながら、市民をはじめ野鳥の生態等に関心のある方などに自由に来園していただき、貴重な環境を観察し学習する場を提供するという本市の方針には変わりがなく、平成26年度以降も、野鳥園は供用時間などをこれまでどおりとして開園し、展望塔や緑地の清掃、警備、補修及び樹木剪定といった必要な維持管理については、業務委託により本市が行っています。

一方、野鳥園について、干潟・湿地の貴重な環境を保全するとともに、市民等の環境学習の場として提供し、体験していただくためには、単に施設としての維持管理を行うだけでは十分ではなく、干潟・湿地の環境調査や清掃、展望塔などの施設を有効活用した環境学習(野鳥等の観察指導、学習会、探鳥会等)などの事業を継続して実施していくことが重要です。

ただし、このような事業は、これまでのように指定管理者制度や業務委託といったように、行政主導の一方通行で進めるのではなく、市民、野鳥の生態や自然環境に深い知識や経験を持つ専門家、野鳥や自然環境に関係する団体、CSR(企業の社会的責任)等として環境活動に関心のある企業などの方々と本市が互いに手を取り合って、対等

の立場で、それぞれが活かせる知恵や力を出し合って進めていくことが効果的であると考えています。

そこで、野鳥園における干潟・湿地の環境調査や清掃、展望塔などの施設を有効活用した環境学習(野鳥等の観察指導、学習会、探鳥会等)などの事業(以下「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業」という。)について、市民、専門家、団体及び企業等が本市と連携して効果的・効率的に活動を推進するため、これらの関係者をとりまとめ、中心となって当該事業を担っていただける協働事業者を募集します。

なお、協働事業者については、野鳥の生態や干潟・湿地の管理運営に豊富な知識や経験を有するとともに、ボランティアの育成や活用、CSR等の企業活動との連携などによって、本市の費用負担を超える高い効果を発揮していただくことを期待します。このため、公募型プロポーザル(企画提案)方式によって事業者を選定します。

## 事業内容

### (1)環境調査

鳥類調査(年10回以上、平成26年度は2回以上)、底性生物調査(年2回以上、平成26年度は1回以上)及び干潟現況調査(年1回以上)を行ってください。

### (2)干潟・湿地の清掃及び除草

干潟の環境保全のため、年2回以上(平成26年度は1回以上)塵芥の除去を行ってください。また、適宜、除草してください。実施に際しては、ボランティアや企業CSR等の活用も可としますので、積極的に検討してください。

### (3)環境学習

シギ・チドリ類を主とする鳥類の渡りの時期や越冬期において、36日以上(平成26年度は16日以上)、展望塔内において、野鳥の観察指導や学習会、探鳥会等を行ってください。実施に際しては、ボランティアや企業CSR等の活用も可としますので、積極的に検討してください。

### (4)上記以外の事業(収益事業を含む)

野鳥園の利用者へのサービスの向上や利用促進などに寄与する催事を野鳥園内の展望塔等で実施することができます。また、参加料等を徴収する有料催事や野鳥園の活動に関連した物品等の販売も可能としており、これらの収益を野鳥園の活動に活用することもできます。なお、これら催事等の実施にあたり、大阪市港湾施設条例に基づく使用許可及び使用料の徴収を行うことがあります。

### (5)その他の具体的な事業内容

具体的な事業内容については、別添「仕様書(案)」を参照してください。

なお、「仕様書(案)」は基本的な事業内容を示したものであり、事業予定者の決定後、プロポーザル時の提案をもとに事業内容を追加・変更のうえ正式な仕様書を作成し、契約の締結を行うものとします。

事業予定者となった後に追加・変更する事業内容については、本市と協議のうえ定めることとします。

## 事業実施場所

野鳥園臨港緑地 ([大阪市住之江区南港北3-5-30](#))

## 役割の分担

本事業は、協働により実施するため、本市及び事業者の役割分担を概ね次のとおりとしています。

### 【本市の分担】

・方針の策定、事業実施にかかる場(展望塔、干潟・湿地等)の提供、啓発及び広報など

- ・干潟・湿地の環境保全及び環境学習にかかる費用のうち、本市予算額を上限とする費用の負担

### 【事業者の分担】

- ・専門的知識を活かした干潟・湿地の環境保全及び環境学習の実施
  - ・ボランティア等の活用、育成、支援
  - ・啓発及び広報など
- ・干潟・湿地の環境保全及び環境学習にかかる費用のうち、本市予算上限額を上回る費用の負担。なお現金の支出を伴わない役務提供や物品提供について費用に換算して含めることを可とします。

### 事業の評価及び検証

- (1) 事業計画書及び事業報告書の分析・検証、干潟・湿地の保全状況の検証を目的に、学識経験者、野鳥専門家、有識者、企業及び住之江区役所等のメンバーで構成する「野鳥園臨港緑地アドバイザーボード(以下「会議」という。)」を開催します。
- (2) 一事業年度ごとに、事業計画書及び事業報告書を会議に報告します。なお、会議の結果については、本市ホームページ等で市民に公表します。
- (3) 会議から、事業計画書及び終了後の見直し内容に対する助言を受けた際には、助言を踏まえて次年度以降の事業計画を見直す必要があります。

### 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

### 委託費用(予定額)

- ・年間3,680,000円(税抜き)とします。
- ・本市が事業者を支払う費用は、野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業に要する費用を、毎年度の予算の範囲内で事業者へ委託料として支払います。
- ・平成27年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本市は契約を解除できるものとします。
- ・初年度の委託料の額は、1,780,000円(税抜き)を上限とします。委託料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに事業者の請求に基づき、支払うものとします。なお、支払の時期や金額、方法、精算等については、毎年度ごとに締結する覚書で定めるものとします。

### 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方税及び国税に係る徴収金(法人税・所得税、法人事業税、法人(個人)市民税、固定資産税・都市計画税[土地・建物]、固定資産税[償却資産])及び消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、指示、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5) 参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

- (7) 野鳥や自然環境に関係する事業を継続して実施した実績を有すること。
- (8) 共同体で申請する場合は、代表者及び共同体を構成する事業者のすべての者が上記(1)から(6)の条件を満たし、共同体の内1者以上が(7)の条件を満たすこと。なお、以下の要件も満たさなければならない。
- ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- イ 応募申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は認めない。
- ウ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- エ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

## 応募の手続き

### (1)実施要領配布

(配布期間) 平成26年9月5日(金曜日)から平成26年10月6日(月曜日)

### (2)質疑受付(電子メールにて受付)

(受付期間) 平成26年9月11日(木曜日)から平成26年9月18日(木曜日)

※回答は平成26年9月29日(月曜日)(予定)に大阪市港湾局ホームページに掲載します。

### (3)現地見学(電子メールにて受付)

(現地見学申込日) 平成26年9月8日(月曜日)から平成26年9月12日(金曜日)(必着)

(現地見学日) 平成26年9月16日(火曜日)

### (4)申込受付

(受付期間) 平成26年9月30日(火曜日)から平成26年10月6日(月曜日)

9時30分から12時、13時30分から17時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(受付場所) [大阪市港湾局総務部監理調整担当\(集客施設グループ\)](#)

(提出方法) 応募申込者は、申込みに必要な書類を申込受付場所に直接持参してください。

郵便などによる送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。

## 企画提案に求める事項

### ア 干潟・湿地の保全

#### ・環境調査

環境調査(鳥類調査、底生生物調査及び干潟現況調査)の考え方

環境調査の方法及び回数など

その他あれば、環境調査の考え方、方法など

#### ・干潟・湿地の清掃及び除草

干潟・湿地の清掃及び除草の考え方

清掃及び除草の方法及び回数など

## イ 環境学習

- ・野鳥の観察指導と野鳥ガイド  
野鳥の観察指導の内容、方法、回数など  
野鳥ガイドの人数、活用、育成など
- ・環境学習会  
環境学習会の内容、開催回数など
- ・探鳥会  
探鳥会の内容、開催回数など
- ・その他あれば、環境学習の内容、方法、回数など

## ウ 上記以外の事業

- ・催事等の事業  
野鳥園の利用者サービスの向上や利用促進などに寄与する催事等の事業として考えられること  
そのうち収益事業として考えられること(例:グッズ等の物品販売、有料興行)
- ・施設のPRにかかる考え方、方法など(SNSの活用など)

## エ コーディネイト

- ・事業のトータルコーディネート  
専門的知識を活かした事業のトータルコーディネートについての考え方、方法など
- ・市民や地元区、企業等との連携  
各々との連携の考え方、方法など  
企業等からの金銭的・物的支援の促進方策など

## オ 実施体制

- ・各事業において、要員等実施する体制
- ・野鳥や自然環境に関係する事業を継続して実施した実績を有しているかなど
- ・事業実績について、本事業への活用の考え方

## カ 費用内訳

- ・必要とする費用の見積りなど
- ・収益の活用  
催事等の事業で収益の伴う場合は、その収益の活用の考え方

## キ 野鳥や自然環境に関係する事業の活動実績を証明するもの

### 企画提案審査及び事業予定者の選定

#### (1) 審査方法

応募申込者が本プロポーザルに参加する資格を有していることを確認したうえで、本市が開催する学識経験者等からなる選定委員会において、企画提案に対する書類審査及びプレゼンテーションについて総合的に審査を行います。選定委員会の審査の結果を参考に、最も優れている者を事業予定者として選定します。

(プレゼンテーション) 平成26年10月10日(金曜日)14時から

## (2) 審査結果の通知

審査結果は平成26年10月17日(金曜日)までに全ての応募者に通知します。

※その他の事業詳細、応募手続の詳細、事業実施にあたっての注意事項等は「実施要領」及び「仕様書(案)」を参照してください。

## ダウンロードファイル

[実施要領 \(pdf, 743.69KB\)](#)[実施要領\(図面\) \(pdf, 529.66KB\)](#)[仕様書\(案\) \(pdf, 215.71KB\)](#)[応募申込書\(様式1\) \(pdf, 193.48KB\)](#)[企画提案書\(様式2\) \(pdf, 103.82KB\)](#)[質疑書\(様式3\) \(pdf, 75.45KB\)](#)PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)

このページについてご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか

- 役に立った  どちらとも言えない  役に立たなかった

このページの内容は分かりやすかったですか

- 分かりやすかった  どちらとも言えない  分かりにくかった

このページは見つけやすかったですか

- 見つけやすかった  どちらとも言えない  見つけにくかった

送信

このページの作成者・問合せ先

港湾局 総務部 監理調整担当 集客施設グループ

電話: 06-6615-7734 ファックス: 06-6615-7719

住所: 〒559-0034 住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟10階

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)

[サイトの使い方](#) | 
 [サイトの考え方](#) | 
 [個人情報の取り扱い](#) | 
 [著作権・免責](#) | 
 [地図](#) | 
 [ホームページ管理者](#) | 
 [市やホームページへのご意見](#)

大阪市役所(本庁) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話: 06-6208-8181(代表) [地図・庁舎案内](#)

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.